希望者は 5/6 (木) までに職員室桐山まで.

公益財団法人　朝鮮奨学会

2021年度　高校奨学生募集要項

１．応募資格　次の事項に該当する者。

①日本の各高等学校（高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校を含む）に在学している韓国人・朝鮮人学生（特別永住者証明書・在留カード・外国人登録証明書の国籍表示が韓国もしくは朝鮮）。

②成績優良（原則として前学年度の評定平均値3.0以上）であり、学費の支弁が困難な者。

③他の同胞奨学機関から奨学金を受けていない者。

④２０２１年４月１日現在、満２５歳未満の者（継続応募者は除く）。

２．募集人数　未定（2020年度採用実績 633名）

３．応募方法　募集期間内に本会ホームページの「インターネット応募受付フォーム」から申請後に、別途、証明書類を書留・特定記録などの配達記録が残る方法で送付すること。

※応募に際して、分からないことがあれば下記の連絡先にお問合せください。

４．募集期間　2021年4月12日(月)10:00～5月10日(月)23:59締切

※証明書類提出期限：2021年5月14日(金)(消印有効)

５．奨学金金額と給付期間　奨学金金額　月額１０，０００円

給付期間は１年間（２０２１年４月～２０２２年３月まで）

※継続受給を希望する者は、新学年度ごとに再応募し審査を受けなければならない。

※本会の奨学金は給付制であり返還の義務はない。

６．郵送する証明書類

①学業成績証明書	１通（親展にすること）
②在学証明書	１通（2021年4月1日以降発行のもの）
③国籍と在留資格を証明する書類	１通（本会所定様式に貼付）
④返信用封筒	１通（長形３号：94円切手貼付）
⑤応募書類チェックシート	１通（本会所定様式）

７．選考と決定　本会の選考基準に従って書類審査を行う。６月中旬までに選考結果を本人および学校宛に通知する。

８．その他　本会所定の諸行事に出席すること（行事開催地より遠方の者については考慮する）。

※応募によって得た個人情報は、選考および応募者本人との連絡以外の目的には使用しません。ただし、奨学金の重複受給を確認する目的に限り、他の奨学団体に姓名・生年月日等を開示することがあります。

※証明書類は返却しません。また、選考結果（採用および不採用）についての問い合わせには一切応じられませんので、ご了承ください。

〒160-0023　東京都新宿区西新宿　１－８－１　新宿ビル９階

連絡先　電話　０３（３３４３）５７５７　ＦＡＸ　０３（３３４４）３９４７

提出先　ホームページ：http://www.korean-s-f.or.jp

＊電話対応時間　平日９：００～１７：００

****

公益財団法人 朝鮮奨学会について

****

○本会の歩み

朝鮮奨学会は日本で勉学している韓国人・朝鮮人学生を支援するための奨学育英機関で、１２０年の歴史があります。１９４３年、日本政府から公益事業をする「財団法人　朝鮮奨学会」としての認可を得ました。

歴史の流れとともに幾多の変遷がありましたが、１９５７年に所属団体や思想、信条の違いなどを超越し、在日同胞が一致団結して理事会を再建しました。その後、日本の学識経験者とともに理事会・評議員会を構成して今日まで同胞学生のための育英事業を推進しています。

本会は現在、東京の新宿（本館）、代々木（別館）と大阪（関西奨学会館）にビルを所有し、これらの財産から得られる収益で、日本の高校・大学・大学院で学ぶ同胞学生に奨学金を給付するなどの事業を行っています。本会は日本政府からも本国の南・北の政府からも財政的援助を受けず、自主財源のもとに運営されています。

２０１２年７月３１日、新公益法人制度のもと公益認定を取得し、同８月１日、「公益財団法人　朝鮮奨学会」に移行しました。

○主な事業

成績優良でありながら学費の支弁が困難な在日同胞学生と留学生に、奨学金を給付しています。大学・大学院奨学生は、１９６１年からの本格的な奨学金給付事業の再開以降で延べ約３万５千名、高校・高専の奨学生は１９６６年以降で延べ５万名になり、その奨学事業費の総額は約１６２億円に達します。

奨学生を対象にサマーキャンプ、우리高校奨学生文化祭、交流会等を開き、民族の自覚を育むとともに奨学生どうしの親睦をはかっています。年１回、会報誌「セフルム」を発刊しています。

※詳しくは本会のホームページを参照してください。

公益財団法人朝鮮奨学会定款

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、日本の諸学校に在学する韓国人・朝鮮人学生等の奨学援護を行うとともに、学術奨励と研究助成を行い、もって有為な人材育成と国際交流に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 奨学金給付
(2) 学生支援及び学術研究奨励
(3) 会館の運営
(4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学金給与規程

第１章　総　則

※公益財団法人移行に伴い、新しい定款に基づく「奨学金給与規程」を現在策定中です。

財団法人朝鮮奨学会寄附行為第４条に基づきこの規程を定める。

（奨学生の資格）

第１条　本会の奨学生となるものは、韓国人・朝鮮人であって、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学（大学院を含む）に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

조 선 장 학 회

公益財団法人 朝鮮奨学会

The Korean Scholarship Foundation

http://www.korean-s-f.or.jp